

令和2年第9回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年12月7日（令和2年11月30日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 令和2年12月11日（金） 午前9時30分

散会 午前9時52分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 1 4 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課長	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ	会計課長	上田 康典
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和 2 年第 9 回 邑南町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 2 年 12 月 11 日（金）午前 9 時 30 分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の質疑

議案第 121 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 122 号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第 123 号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正について

議案第 124 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について

議案第 125 号 邑南町の公の施設の使用の廃止に関する協議について

議案第 126 号 邑南町斎場に係る事務の委託の廃止に関する協議について

議案第 127 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 9 号について

議案第 128 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について

議案第 129 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 3 号
について

議案第 130 号 令和 2 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 131 号 令和 2 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 132 号 令和 2 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 2 号について

議案第 133 号 令和 2 年度邑南町水道事業会計補正予算第 3 号について

令和2年第9回 邑南町議会定例会（第2目） 会議録

【令和2年12月11日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番、瀧田議員。3番、平野議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案の質疑

●山中議長（山中康樹） 日程第2、議案の質疑。これより、議案第121号から議案第133号までの質疑を行います。はじめに、議案第121号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第121号の質疑を終わります。続きまして、議案第122号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第122号の質疑を終わります。続きまして、議案第123号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第123号の質疑を終わります。続きまして、議案第124号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第124号の質疑を終わります。続きまして、議案第125号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第125号の質疑を終わります。続きまして、議案第126号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第126号の質疑を終わります。続きまして、議案第127号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●宮田議員(宮田博) 5番。

●山中議長(山中康樹) 5番、宮田議員。

●宮田議員(宮田博) この補正予算の議案でございますが、この中でいわゆる説明書の中で、邑智郡総合事務組合の負担金。これが8月補正等による、運営費・導入費の減額でこうゆうふうになるというような説明がありますが、いわゆる減額等の算出。この根拠ってゆうのはどうゆう根拠でこの負担金を計上していたが、それだけ要らなくなった。あるいは、逆にこの中ではシステム改修等々で増額になっている所もありますが、その算出の根拠についてご説明をお願いします。

○白須財務課長(白須寿) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 白須財務課長。

○白須財務課長(白須寿) 邑智郡総合事務組合の負担金の減額の中身について説明をさせていただきます。運営費・導入費とも減額でございます。一般会計につきましては、運営費につきましては、513万6,000円の減額になります。合計になりますが。内訳は、情報システム課の人事異動による人件費の減並びに今年度サーバー室の空調機のオーバーホールを2台予定しておりましたが、これを検討された結果、新規にリースを始めた方が電気代も含め安くつくんだらうということで見直しをされまして、減額となっております。また、導入費の方でございます。これにつきましては、80万8,000円の減額になります。一般会計です。内容につきましては、戸籍の附票ネットワーク対応業務。これは165万4,000円減額でございましたが、一方で児童手当のデータの標準レイアウトの改版が必要だとゆうことで、

この対応で84万7,000円増額となって、差し引き80万8,000円の減額となっております。以上が一般会計の内訳になります。

●山中議長（山中康樹） 他に質疑はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） 7番。

●山中議長（山中康樹） 7番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 2点あります。ひとつは、いこいの村の納付金の1,500万と小学校・中学校の修学旅行のキャンセル料についてです。まずひとつは、いこいの村・香木の森納付金で、ページは13ページです。事務的な考え方をまず整理させていただきたいんですけど、昨年度の予算で1,500万円の収入の予算を立てて、併せてその1,500万円は基金に、1,500万円を積む予定でしたが、結果的に納付がなかったので1,500万は未収金として今年度来てて、昨年度は1,500万は入ってないけれど一般会計を使って基金に1,500万積んだ、がまず正しいかどうか。今年度については、未収金の1,500万を入れる窓口を作るために、今回1,500万を予算化する。今後は今年度の1,500万は、頂かない予定なので今年度予算の1,500万は今後減額をする。基金に今年度積む予定の1,500万は、そのままやるのかやらないのか。ここまでの考えが正しいかどうかをひとつ確認をしたいのと、併せて一般的には過年度分の未収金については納付の窓口を作るってゆうことで、1,000円なり1万円なりの金額設定が多いんですけど、今回はきちっとした1,500万円にしてある理由を教えてください。修学旅行のキャンセル料については、39ページと41ページです。このキャンセル料を支払う根拠。相手方は定款に基づいて請求したんだと思います。ただ、その交渉過程で支払う学校と支払わない学校があるのか。例えば、来年度に順延するってゆうことで支払わなくても済んでいるのか。一部が払っているのか。そのあたりの、学校間による取り扱いが違うのかどうか。と、支払根拠を教えてください。の2点です。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 先ほどの前段の質問に対してでございます。今回計上いたしました1,500万につきましては、令和元年度収入未済として上がったものを、一方で歳出の方では積み立てをしておりますので、今回新たに過年度分として予算計上しております、大屋議員認識のとおりでございます。今回の補正についてでございますが、収入未済の1,500万円を今回予算計上いたしまして、11月に株式会社雲海より今年度の納入予定を今のところ頂いておりますので、会社の方も情報ですと今年度は存続するとゆうことで1,500万円を予算計上をして調定をする予定にしております。以上でございます。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 先ほどの修学旅行のキャンセル料についてのご質問でございますが、今回このキャンセル料の対象としてあげとる学校につきましては、矢上小学校、日貫小学校の2校のほうをあげております。それから、中学校につきましては、羽須美中学校のキャンセル料をそれぞれ予算計上のほうさしてもらっております。他の学校につきましては、小学校につきましては、今年度のところで瑞穂小学校、それから石見東小学校については既に修学旅行が終わっておりますので、そこでのキャンセル料等は発生しておりません。既に今回補正予算のほうで上げておりますキャンセル料につきましては、組んだ理由としましては今回のコロナ等により学校とか子どもたちの要因ではなく、あくまでもコロナを理由としてのキャンセル料を組まさせてもらっております。ただし、実施につきましては矢上小学校がですね、修学旅行が3月の中旬のところで今予定されています。それから、日貫小学校が2月の中旬で予定されています。それから、羽須美中学校が3月の中旬のところでそれぞれ修学旅行のほう予定されてますが、学校のほうとも相談させてもらってますが、できるだけキャンセル料がかからない時期のところで、修学旅行に行くか行かないかという判断をしてもらうとゆうことにしてはいるんですが、ただ行くとううふうなところで計画してもですね、今回のコロナの状況でどうしても直前に断らなきゃいけないとかゆうこともあろうと思いますので、その時のためのキャンセル料とゆうことで今回補正のほう計上させてもらっております。以上です。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 今年度の1, 500万円につきましては、追加の補正で提案させていただこうと考えておりますが、歳入のほうを減額いたしまして、積立金のほうも減額するとゆうふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい。

●山中議長（山中康樹） 7番。

●大屋議員（大屋光宏） 修学旅行については、今後、すいません既に支払い済みとゆうことで、ちょっと勘違いがあったので、今後キャンセルが必要となった場合に請求があった時の対応のための予算とゆう事でいいんだと思います。国のほうも感染症対策ってゆうことで交付金を使ってこうゆう事してくださいってことなので、意味は理解しました。異なる対応があるのかと思って聞きました。いこいの村については、事務的には今のお話なんだと思います。敢

えて質問したのは、委員会等で遣り取りをしていたり、今回も、昨年からもそうですが町と指定管理者の関係の中で、例えば感染症の責任は誰がもつものなのか。あと、事業に対して、例えば修繕をすべき時にしなかった営業の被害であるとか、昨年でいえば8月9月辺りでモンターナの照明機器の修繕とゆうことで、ある意味町の意向で修繕をかけたので、その間休業をした補償をすべきじゃないのか。委員会の中では、リスク分担として感染症については協議のうえ双方が負担するってことで今年度の1,500万は減額するってゆうことでお話がありました。雲海は、会社自体は存続しないってことで決議されたので、何らかの形で整理されていくんだと思いますが、どちらにしても第三者がきちっと入られた形で整理をされるんだと思います。そう思った時に、昨年度の1,500万は本当に適正であるのかとゆう疑問が出てきました。感染症の影響で折半するんであれば昨年度についても3月は感染症の影響があったと思うので、本来は減額すべきではないのか。併せて、今色々調べましたら、たまたま青少年旅行村の指定管理が出てて、その中にリスク分担表が出てました。で、不可抗力ってゆうとこ、すいません読まさせていただきます。不可抗力の場合の責任分担です。不可抗力。括弧して、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、次にその他が入ってます。その他の、町または指定管理者の何れの責めにも帰することのできない自然的または人為的な現象に伴う施設整備の修繕による経費の増加。これだけを読めば、感染症はコロナウイルスについては何れの責任も責めを帰することができないので、100%町じゃないかと思うんです。そうすると、昨年度の1,500万が第三者が入って議論した場合に、ここを追求されると1,500万請求できる権利が適正であったかどうか。ただし、町の場合はその後が、施設整備の修復による経費の増加なので、感染症によって施設の修繕等があった訳じゃないので、逃げることもできるんだと思います。もう一個疑問なのは、一般的な不可抗力のところにについては、経費の増加の後ろに運営のリスク、若しくは業務履行不能の場合ってゆうのが入ってる訳です。邑南町の場合は、なぜこれが取れて消してあるのか。第三者が入られて法的な事で追求された場合、特に感染症のリスクの対応、あと修繕とか営業ができなかった時の損失を考えた場合は、昨年度の1,500万ってゆうのは疑問を持たれる可能性があるんじゃないか。今年度について、感染症のリスクがあるってゆうことで1,500万減額しておれば、町としてそこは認めていると取られかねない。そうゆう中で、町として本当に1,500万が請求して妥当であるのか。その考えを聞かせてください。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、大屋議員さんの、ええ、ご質問におこ、お答えします。まず、ええ、感染症のリスクについて、まあ、町に責任があるのではないかとゆうことで、1,500万円が、あの、まあ、あの、貰えないのではないかとゆうご質問だと思いますが、あの、まあ、1,500万の納付金につきましては、ええ、邑南町と、ええ、指定管理者で、ええ、年度協定を結んで、ええ、協定の協議を、まあ、え、重ねて、ええ、来てるものでございまして、まあ、その中で、ええ、1,500万円の納付金を貰うとゆうことは、あの、両者、ええ、協議をしたうえでの、ええ、事だと思しますので、ええ、貰えるとゆうふうに認識を、あの、さっ昨年、えと、昨年度分に関しては貰えます。貰えるとゆう認識をしております。

すが、ええ、今年度分に関しましては、ええ、まあ、これは、あの、コロナウイルスの影響によつての売り上げがかなり、ええ、激減をしておるとゆうことが、ええ、お互いに、ええ、確認をしたところでの、ええ、内容になって、今議会、あの、追加、よ予算で、ええ、予算のほう上程さしていただこうと、予算の減額を上程さしていただこうと思っております。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 委員会でもお話をして、理解をしていただいと思ひますが、いただくものはいただく、払うべきものは払う。要は、納付金は契約でればきちつといただく。ただし、例えば昨年度であれば温泉施設が壊れた事による営業の損失つてゆうのは、納付金で差し引きをせず、払うものは払うべきだつて話をして、昨年度は温泉の壊れた事による損失はきちつと払つたうえでいただくんだと思ひます。ただ、今言つてゐるのは、新たな交渉の余地があるリスクに対して交渉してゐないんじゃないですかつてゆうことです。昨年度感染症も3月にも影響があつたけど、それに対して交渉をきちつとして、リスク分担をしたのかつてゆうことなんです、それが今年度も同じ話をしたと思ひんです。1,500万はいただくけれど、感染症なりで営業できなかったリスクで町が責任ある分は、払つたうえで貰うべきだつて言つたんですけど、貰う方で調整した訳です。昨年度は、貰うべきものは契約として貰えるのであれば、払うべきものをまだ払い終わつてないんじゃないのか。今後、会社を整理する時に第三者から、昨年度納めるけど感染症で営業できなかったリスクとか、修繕のために営業できなかったリスクの分はきちつと整理をしてくださいねと言われたらどうするのか。とゆう意味で1,500万で差し引き、本当に貰えるのかとゆう質問です。昨年度の町のリスクは、きちつと整理がされてゐるかどうか教えてください。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、昨年度、につきまして昨年度の協定に基づきまして、ええ、指定管理者のほうと、ええ、何度も、ええ、協議を重ねてきまして、ええ、こつういつた、あつあの、1,500万昨年度分は、ええ、未収金なつてゐるものは、ええ、今回いただく予定に、え、いただくことにしております。で、まあ、そつうゆう事に関しましては現段階では、ええ、両者が協議をして納得してゐる状況だとゆうふう認識しております。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 質疑はほかにはありませんか。

●山中議長（山中康樹） ありませんか。

（「ありません」の声あり）



●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１２７号の質疑を終わります。続きまして、議案第１２８号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１２８号の質疑を終わります。続きまして、議案第１２９号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１２９号の質疑を終わります。続きまして、議案第１３０号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１３０号の質疑を終わります。続きまして、議案第１３１号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１３１号の質疑を終わります。続きまして、議案第１３２号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１３２号の質疑を終わります。続きまして、議案第１３３号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第１３３号の質疑を終わります。以上で、議案第１２１号から議案第１３３号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

—— 午前 9 時 52 分 散会 ——